

令和 7 年10月 2 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

社会問題対策特別委員会資料

1	資源循環の推進について	1
	(1) 神奈川県循環型社会づくり計画について.....	1
	(2) 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画について.....	5
2	食品ロス問題について	9
	(1) 本県の食品ロスの現状について.....	9
	(2) 神奈川県食品ロス削減推進計画について.....	10
	(3) 現在の取組の状況について.....	12
3	生活環境の保全について	13
	(1) 大気環境について.....	13
	(2) 水環境について.....	16
	(3) 環境教育・環境学習の推進について.....	20

1 資源循環の推進について

(1) 神奈川県循環型社会づくり計画について

ア 計画の位置付け

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に基づく法定計画であると同時に、県の総合計画及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画
- 県における循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、市町村、県がそれぞれ主体的に、そして相互に連携して取組を進めるための計画

イ 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間

ウ 基本理念

「廃棄物ゼロ社会」

循環型社会の形成に向け、県民、事業者、市町村がともに目指す姿として、現行計画から引き続き「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として掲げ、取組を推進する。

エ 計画目標

目標項目	目標値
①生活系ごみ1人1日当たりの排出量	2030年度 608 g / 人・日 (2019年度 638 g / 人・日)
②産業廃棄物の排出量	2030年度 1,826万トン (2019年度 1,808万トン)
③一般廃棄物の再生利用率	2030年度 28% (2019年度 24.1%)
④産業廃棄物の最終処分量	2030年度 263千トン (2019年度 277千トン)
⑤不法投棄等残存量	前年度より減少

排出抑制
に関する目標

資源の循環利用
に関する目標

適正処理
に関する目標

オ 施策事業体系

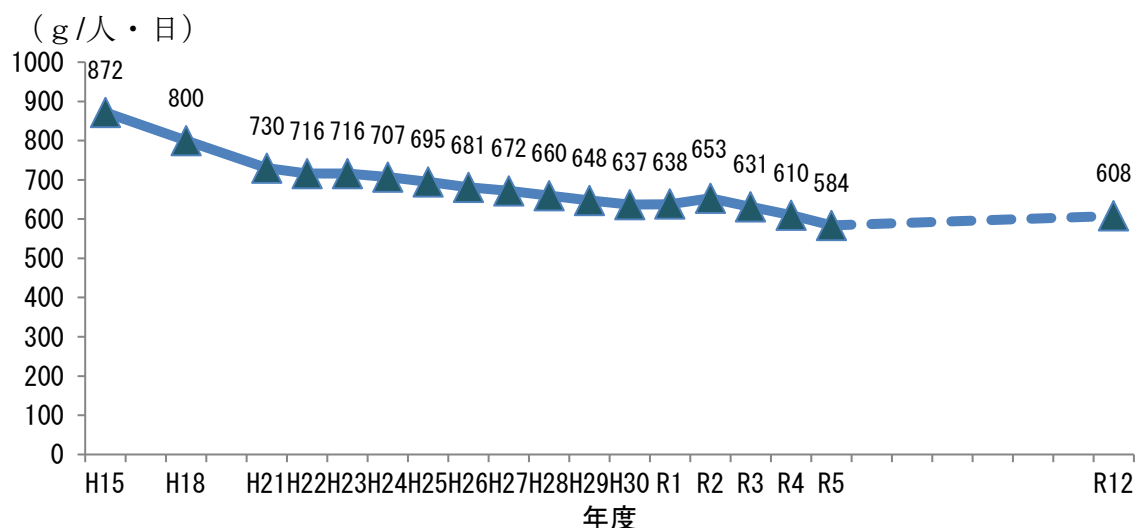
大柱Ⅰ 資源循環の推進 中柱1 排出抑制、再使用の推進 中柱2 再生利用等の推進 中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等
大柱Ⅱ 適正処理の推進 中柱1 廃棄物の適正処理の推進 中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 中柱3 クリーン活動の推進
大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

- 令和6年3月の改定では、改定前における3つの柱「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」については継続したうえで、非常災害時を含め、安全・安心な適正処理を前提に、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に貢献するよう施策の構成を再構築した。
- 大柱Ⅰでは、これまで一般廃棄物・産業廃棄物の別に3R（Reduce（排出抑制：リデュース）、Reuse（再使用：リユース）、Recycle（再生利用：リサイクル））の推進施策を定めていたが、一般廃棄物・産業廃棄物のいずれにおいても、3Rの中で廃棄物を排出しない取組が最も重要であることから、排出抑制、再使用の取組を優先し、再生利用については、リサイクルの質の向上を目指す。
- また、プラスチックなど化石資源を原料とするものは、再生可能な資源に置き換えるRenewable（リニューアブル）※¹の取組も推進する。
 - ※1 再生可能な資源の活用（従来の石油を原料としたプラスチックを紙やバイオマスプラスチック等の再生可能な資源に置き換えることなど）
- 大柱Ⅱ及び大柱Ⅲについては、社会情勢の変化にも対応しながら取組を着実に推進し、また、県内全域においてクリーン活動を推進する。

カ 計画の進行管理

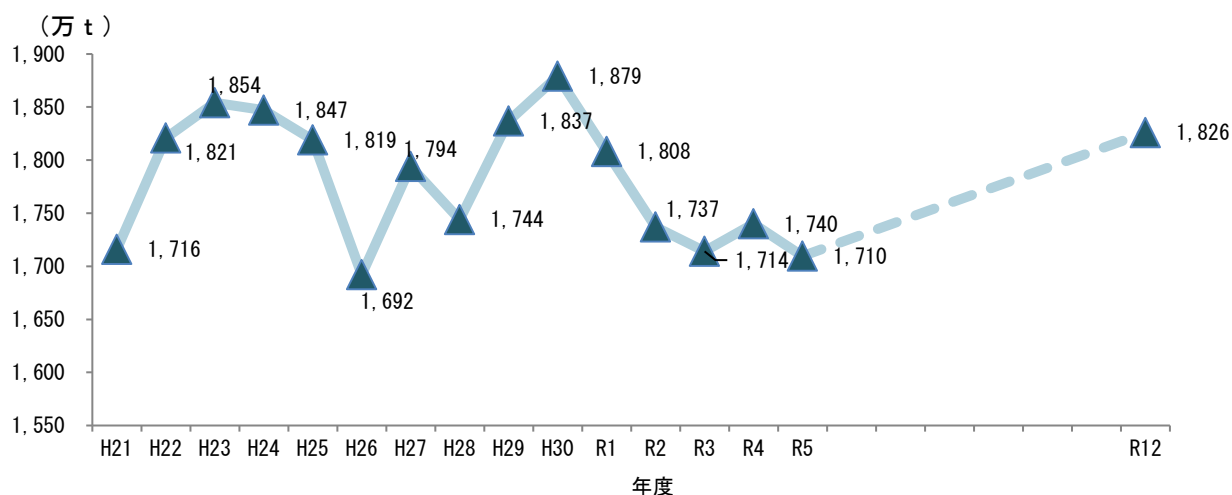
(ア) 生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量

県民 1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量は減少傾向にあり、2023（令和 5）年度実績は 584 g / 人・日で、前年度よりも 26 g / 人・日減少し、目標値を達成している。



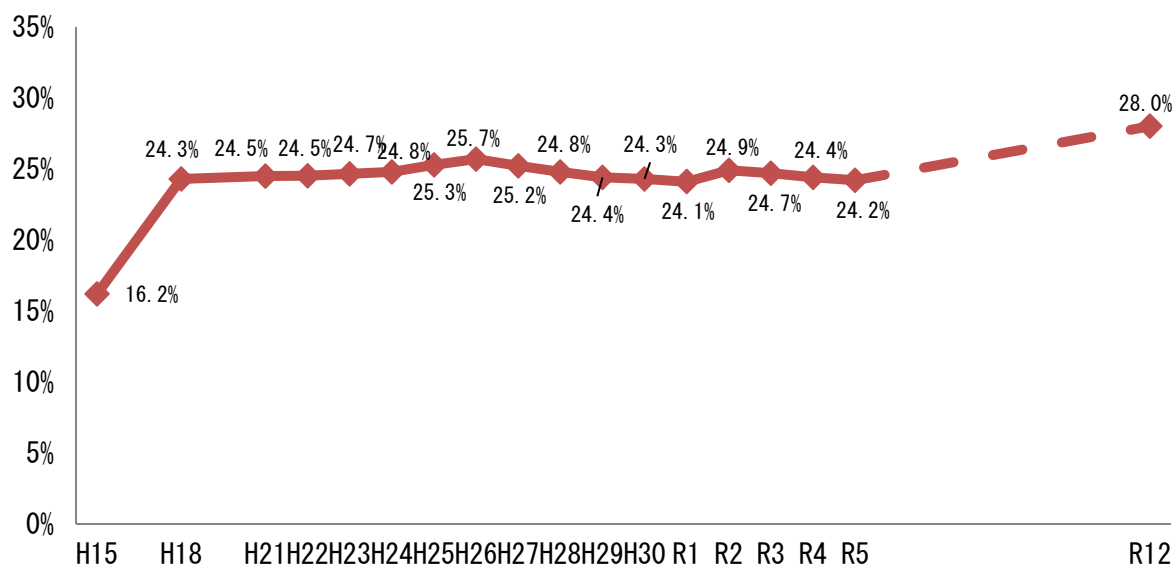
(イ) 産業廃棄物の排出量

- 2023（令和 5）年度の産業廃棄物の排出量は 1,710 万トンで、前年度よりも 30 万トン減少し、目標値を達成している。
- ただし、コロナ禍で縮小していた経済活動が今後活発化していくことで排出量が増加する恐れもあることから、引き続き、資源循環の取組を推進していく必要がある。



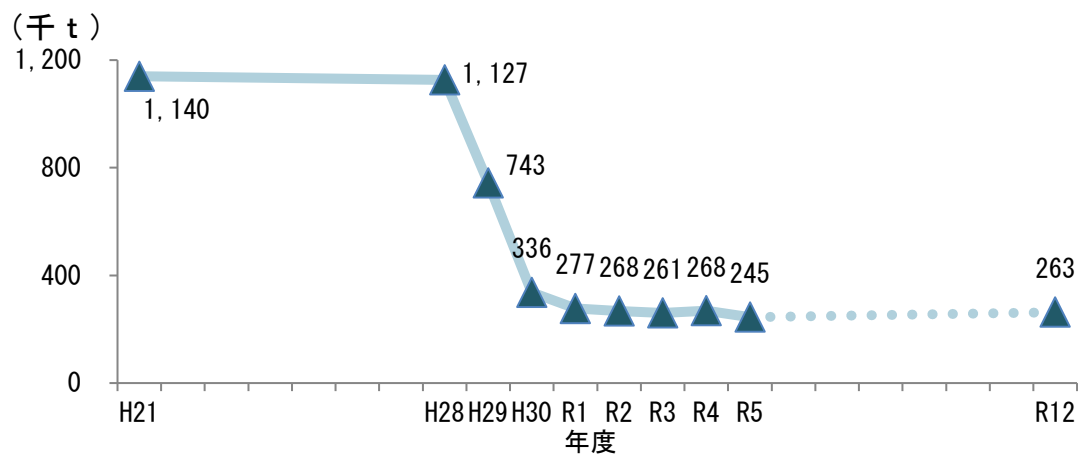
(ウ) 一般廃棄物の再生利用率

2023（令和 5）年度の一般廃棄物の再生利用率は 24.2% で、前年度よりも 0.2 ポイント減少し、横ばいとなっている。



(エ) 産業廃棄物の最終処分量

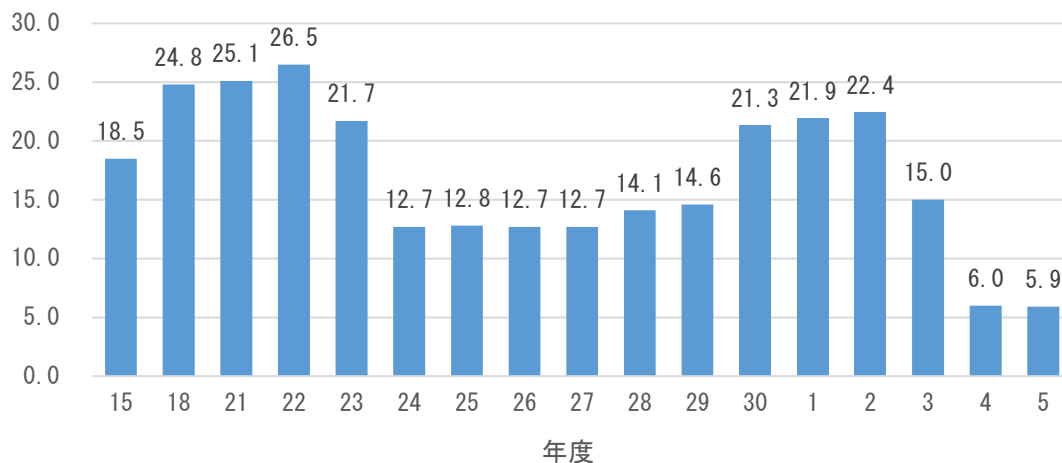
2023 年度（令和 5）年度の産業廃棄物の最終処分量は 245 千トンで、前年度よりも 24 千トン減少し、目標値を達成している。



(オ) 不法投棄等残存量

2023（令和5）年度の不法投棄等残存量は約5.9万トンで、前年度より約0.1万トン減少しており、目標値を達成している。

(万トン)



(2) 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画について

ア 計画の位置付け

- 「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」第9条の2の規定に基づく計画
- プラスチック資源循環法第6条第3項の規定に基づき、県が国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要措置を推進するための計画
- 神奈川県循環型社会づくり計画の部門別計画

イ 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間

ウ 基本的な方針

- 2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラスチックごみをゼロとする「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、プラスチック資源循環法等に基づく取組を推進するため、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、プラスチックの3R＋リニューアブル（Renewable）に係る取組を進める。
- なお、3Rの取組みではプラごみの排出を減らすリデュースの取組みが最も重要であり、リデュースを徹底したうえで、リユース、リサイクルを進める。また、再生利用が困難なプラごみを、やむを得ず焼却する場合には、熱回収により有効利用する。

エ 推進方策

基本的な方針に従い、(ア)～(カ)の方策により取組を推進する。特に(ア)～(ウ)については、重点的に講ずべき方策と位置付ける。

また、各方策において、市町村、事業者等とも連携及び情報交換を図りながら施策を推進する。

(ア) プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

プラスチックごみの排出を抑制（リデュース）するため、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用を削減するほか、環境に配慮したプラスチック使用製品を選択することや、プラスチック使用製品をなるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。

(イ) プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図った上で今後も発生するプラスチックごみについては、徹底したリサイクルを推進する。マテリアルリサイクル※¹又はケミカルリサイクル※²による再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収（サーマルリカバリー）も含めて循環利用を促進する。中長期的には、脱炭素社会の実現のため、熱回収比率はできる限り低減していくことを目指す。

※1 プラスチックのまま原料として再生利用する手法

※2 化学的な原料として再生利用する手法

○ ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）の推進

○ プラスチックごみの分別収集、再資源化の推進

(ウ) クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、プラスチックごみのポイ捨ての防止や、ごみ集積所からの散乱などの環境への非意図的な排出を防止するための取組を推進する。

また、事業者等による大規模な不法投棄の防止対策を推進する。

○ クリーン活動の拡大等

○ 不法投棄対策の推進

(イ) 普及啓発・環境教育

海洋プラスチックごみ問題等の解決には、県民一人ひとりが問題を認識し、自分事として捉え、問題解決のために行動を変容していくことが重要であることから、各種普及啓発を行うとともに

に、学校や家庭、地域における環境教育等を推進する。

(オ) 実態調査等

各施策を効果的に推進していくために、実態把握等に資する調査や他都県市と連携・協力した広域的な取組等を推進する。

オ 各主体の役割

プラスチックに係る資源の循環的な利用や、廃棄物の不適正処理の防止等を推進するため、プラスチック資源循環法、条例等の関係法令に基づき、県、市町村、県民、事業者といった各主体が適切な役割分担のもと、相互に協力し連携を図りながら取組を進めていく。

カ 計画の進行管理

計画の進捗状況を把握するため、プラごみゼロ宣言の目標達成状況を測る指標となる、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率について具体的な目標値を設定し、毎年度、達成状況を把握し、公表する。

また、以下に記載した項目の実績数値や、計画に基づく各施策の実施状況について県ホームページで公表する。

計画を着実に推進することにより、プラごみゼロ宣言の目標年である2030（令和12）年には、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率が100%となることを目指す。

<有効利用率のほか実績値を把握する項目>

一般廃棄物：一人当たりの排出量、分別率、有効利用量

産業廃棄物：多量排出事業者の排出量、有効利用量

海岸漂着物：海岸漂着物の地点別組成

その他：プラごみゼロ宣言賛同企業数、クリーン活動参加者数

<有効利用率の目標値と実績>

◆ 一般廃棄物(家庭系プラスチックごみに係る項目)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2030
				計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言最終年
一人あたりの排出量(実績)	39.4kg	35.2kg	37kg	40.3kg					
分別率(実績)	39.9%	44.3%	41.4%	37.2%					
有効利用量	358,486t	320,809t	336,243t	365,884t					
有効利用率	目標			98.6%	98.6%	99.4%	99.7%	99.7%	100.0%
	実績	98.5%	98.6%	98.5%	98.4%				
	熱回収による	58.6%	54.3%	57.1%	61.2%				

◆ 産業廃棄物(多量排出事業者が排出する廃プラスチック類に係る項目)

年度		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2030
					計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言最終年
排出量(実績)		77,568t	74,882t	76,755t	86,335t					
有効利用量 (実績)		63,379t	64,917t	66,354t	74,909t					
有効 利用 率	目標				87.2%	89.0%	90.9%	92.7%	94.5%	100.0%
	実績	81.7%	86.7%	86.4%	86.8%					
	熱回収 による	7.5%	5.9%	8.8%	6.9%					

2 食品ロス問題について

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、その削減は国際的にも重要な課題となっている。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進するため、令和元年に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、2020（令和2）年には同法に基づき食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

基本方針に、食品ロス発生量を2030（令和12）年度までに、2000（平成12）年度比で半減させる目標が設定されたことと、食品ロス削減推進法で、都道府県は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされたことを受け、本県では令和4年3月に「神奈川県食品ロス削減推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、食品ロス対策を進めている。

こうした中、2025（令和7）年3月には、事業者系食品ロス発生量の更なる削減などを目的として第2次基本方針が閣議決定された。

(1) 本県の食品ロスの現状について

ア 家庭系食品ロス

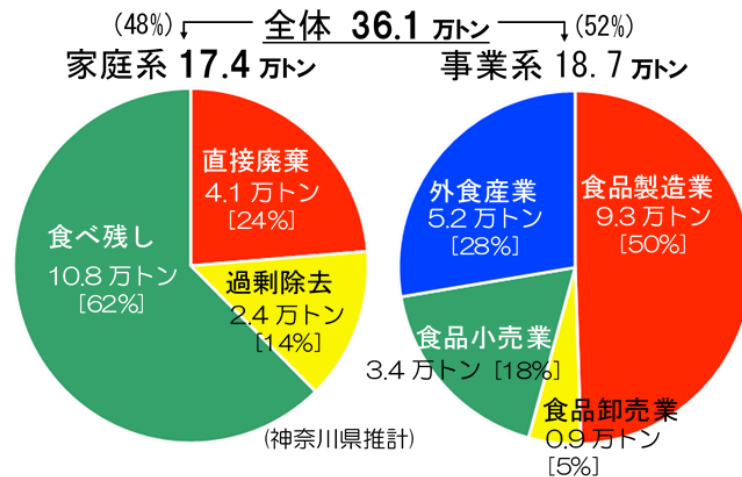
2022（令和4）年度における家庭からの食品ロスの発生量は17.4万トンであり、県民一人一日当たりに換算すると約52gであった。

また、その内訳は、食べ残しが10.8万トン（全体の62%）、未開封の食品などの直接廃棄が4.1万トン（同24%）、過剰除去が2.4万トン（同14%）であった。

イ 事業系食品ロス

2022（令和4）年度における県内事業者からの食品ロスの発生量は18.7万トンであり、その内訳は、食品製造業が9.3万トン（全体の50%）、外食産業が5.2万トン（同28%）、食品小売業3.4万トン（同18%）、食品卸売業0.9万トン（同5%）であった。

【本県の食品ロスの内訳】



(2) 神奈川県食品ロス削減推進計画について

計画に基づき、消費者、事業者、NPO 等の関係団体、行政等の多様な主体が連携・協働して、本県の現状や特性に応じた施策を実施し、食品ロス削減に向けた取組をより一層推進する。

ア 計画の位置づけと計画期間

食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づく「都道府県食品ロス削減推進計画」

計画期間 2022（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 9 年間

イ 目指す姿と施策の方向性

食べ物を無駄にしない県民意識を醸成し、食品ロス削減を「自分事」として捉え、取組を実践する社会の実現を目指す。

県民が「食」への感謝の気持ちを持ち、食品ロス削減に向けた行動変革が広がるよう、各主体が連携し、県民運動として食品ロス削減が進むよう施策を展開する。

ウ 削減目標

県内の食品ロスの実態及び国の削減目標を踏まえ、2030（令和 12）年度までに、2000（平成 12）年度比で食品ロスを半減させることとし、家庭系食品ロス量については、2030 年度までに県民一人一日当たり 46 g、事業系食品ロス量については、県内の発生量 22.1 万トンまで削減することを目標とする。

エ 推進施策

県民への普及啓発や、食品関連事業者から出る規格外品等の有効活用に関する取組などを推進する。主な施策は、次のとおりである。

(7) 教育及び学習の振興・普及啓発等

- 毎年 10 月の食品ロス削減月間において、県の広報紙「県のたより」などによる食品ロス削減に関する県の取組を紹介するなど、県民に対する普及啓発を行う。

- 食品表示セミナー等を実施し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促す。
- 家庭での食品ロス削減のために、リーフレット等を活用し、暮らしの中で意識して実践できる内容について、普及啓発を行う。
- 学校教育において、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。

(イ) 食品関連事業者等の取組に対する支援

- 消費者に対して、外出時の食べ残しを減らす、スーパー等で消費期限が近い商品から購入するといった、意識啓発に取り組む。
- 小盛り・小分けメニューの導入や、消費者の希望に沿った量で料理を提供する取組を促進する。
- これまで利用されていなかったマグロ・カジキの血合肉を使った加工品開発などを支援することにより、未利用・低利用の県産水産物の活用を促進する。
- 食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングの機会を設けるなど、食品残さの家畜用飼料としての活用を推進する。

(ウ) 実態調査等の推進

- 事業者から発生する食品ロスの発生量把握調査を継続して行う。
また、家庭系の食品ロス発生量の継続的な把握のため、市町村が行う発生量調査を支援する。
- 県民ニーズ調査等により、食べ物を無駄にしないように気をつけている県民の割合について、継続的に調査を実施する。

(エ) 情報の収集及び提供

- 食品ロスの削減に資する先進的・効果的な取組やアイデア等を積極的に情報収集するとともに、県ホームページ等の各種媒体を通じて、広く情報発信する。

(オ) 未利用食品を提供するための活動の支援等

- 市町村や関係団体と連携しながら、フードドライブに係る情報提供を行うとともに、食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングを図るなどフードバンク活動を支援する。
- 災害時の職員及び帰宅困難者用備蓄食料の更新にあたり、賞味期限が切れる一定期間前にフードバンク活動団体等へ引き続き提供する。

オ 各主体の役割

各主体が役割を理解し、食品ロス削減に向けた具体的な行動に移す。

(7) 消費者

食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自ら行動するとともに、事業者や県・市町村の取組に協力する。

(イ) 事業者

食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自らの取組を消費者に情報提供する。発生する食品ロスの削減に努める。

(ウ) 関係団体

食品ロス削減に関する普及啓発等を行う。

(エ) 県・市町村

県及び市町村は、食品ロス削減に関する普及啓発を行うとともに、県民・事業者等の取組に対し積極的な支援を行うほか、災害時用備蓄食料を更新する際にはその有効活用を図る。

また、市町村は、国の基本方針及び県計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画の策定に努め、県は市町村を支援する。

カ 計画の推進

庁内会議を活用し、食品ロスの実態や関係部局の取組等を情報共有し、今後の施策等の検討を行う。

また、計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行う。

(3) 現在の取組状況について

- 食品ロス削減対策は「循環型社会づくり計画」や「食育推進計画」等の各種施策にも位置付けるとともに、県ホームページにおいて、食品ロスに関する県の取組を紹介するほか、県のたよりに食品ロス削減に関する情報を掲載し、周知を行っている。
- 県内の飲食店と連携して、外食時の「食べきり」を促進するためのポスターによる普及啓発のほか、食べきれなかった料理を持ち帰る場合の留意事項について、チラシによる周知等を行っている。
- また、県内の小売業者と連携して、店舗利用者に対し、商品棚の手前にある食品を選ぶ「てまえどり」の呼びかけを行っている。
- フードドライブ活動について、県庁内で通年実施するとともに、県内企業・団体に対して実施を呼びかけたほか、県民が気軽に参加できるよう、県内の実施箇所を県ホームページに掲載している。
- また、デジタル技術の活用や、冷凍・冷蔵食品を対象とした取組なども行っている。
- 毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行っている。
- 国の第2次基本方針や本県における取組状況等を踏まえ、本県計画の見直し作業を行っている。

3 生活環境の保全について

(1) 大気環境について

ア 大気環境の保全対策

県は、県内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市と連携し、二酸化窒素等の大気汚染物質の常時監視を行っている。

また、県内のダイオキシン類による汚染状況を把握するため、国並びにダイオキシン類対策特別措置法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市と連携し、ダイオキシン類の測定を行っている。

監視・測定結果を踏まえ、環境基準を達成・維持するため、工場・事業場に対する規制・指導、自動車排出ガス対策等に取り組んでいる。

(7) 大気環境の現状

a 大気汚染物質

(a) 測定結果

2024（令和6）年度、県内92か所の常時監視測定局において、大気汚染物質の測定を行ったところ、その結果は次のとおりであった。

a' 二酸化窒素 (NO₂)

測定を行った89局のうち、環境基準の評価対象となる年間6,000時間以上測定した、88局すべてで環境基準を達成し、年平均値は、近年、緩やかな低下傾向である。

b' 浮遊粒子状物質 (SPM)

測定を行った87局のうち、環境基準の評価対象となる年間6,000時間以上測定した、86局すべてで長期的評価により環境基準を達成し、年平均値は、近年、緩やかな低下傾向である。

c' 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

測定を行った72局のうち、環境基準の評価対象となる年間250日以上測定した、71局すべてで環境基準を達成し、年平均値は、近年、横ばいで推移している。また、PM_{2.5}の濃度が高くなるおそれがあるとして注意喚起を行った日はなかった。

d' 光化学オキシダント (O₃)

測定を行った61局すべてで環境基準を達成しなかった。なお、昭和40年代に測定を開始して以降、基準を達成した局はごくわずかであり、全国の環境基準の達成状況も極めて低い水準である。

また、光化学スモッグ注意報の発令日数は12日で、被害届出者数は7人であった。

e' 二酸化硫黄 (SO₂)

測定を行った51局のうち、環境基準の評価対象となる年間6,000時間以上測定した、48局すべてで長期的評価により環境基準を達成し、年平均値は、近年、横ばいで推移している。

f' 一酸化炭素 (CO)

測定を行った15局すべてで環境基準を達成し、年平均値は、近年、横ばいで推移している。

(b) 事業者指導

大気汚染防止法及び県・市で定める条例に基づき、光化学オキシダントの原因物質である二酸化窒素 (NO₂) を含む窒素酸化物や揮発性有機化合物などの削減に向け、事業者に対する規制・指導を行うとともに、大気汚染物質の排出抑制に係る事業者の自主的な取組の推進を図った。

b ダイオキシン類

(a) 測定結果

2024（令和6）年度、県内の23地点において、ダイオキシン類の実態を把握するための測定を行ったところ、すべての地点で環境基準を達成し、年平均値は、近年、環境基準に比べて低いレベルで推移している。

(b) 事業者指導

ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、発生源対策として、工場・事業場に対する規制・指導を行うとともに、立入検査を行っている。

(イ) 今後の取組

引き続き、国や政令市と連携し、大気汚染物質やダイオキシン類の測定を行い、その測定結果を県ホームページで県民等に情報提供するとともに、事業者指導等を実施していく。

イ アスベスト対策

(7) 現状

a 事業者指導

- 建築物の解体工事等における石綿の飛散防止を推進するため、大気汚染防止法及び県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、建築物解体工事等の現場へ立入検査を行い、アスベスト除去工事における飛散防止の指導や、石綿含有の

使用状況の事前調査に係る法制度の周知等を実施している。

b 建築物石綿含有建材調査者派遣事業

- 県は、災害時の石綿飛散防止のため、2021（令和3）年に条例を改正し、建築物の所有者等に石綿含有建材の使用の有無を把握（石綿調査）する努力義務規定を追加した。
- 条例に基づく対策を推進するため、2022（令和4）年度から建築物の所有者等を対象に、平時に石綿調査を行う「建築物石綿含有建材調査者派遣事業」を実施している。

(4) 今後の取組

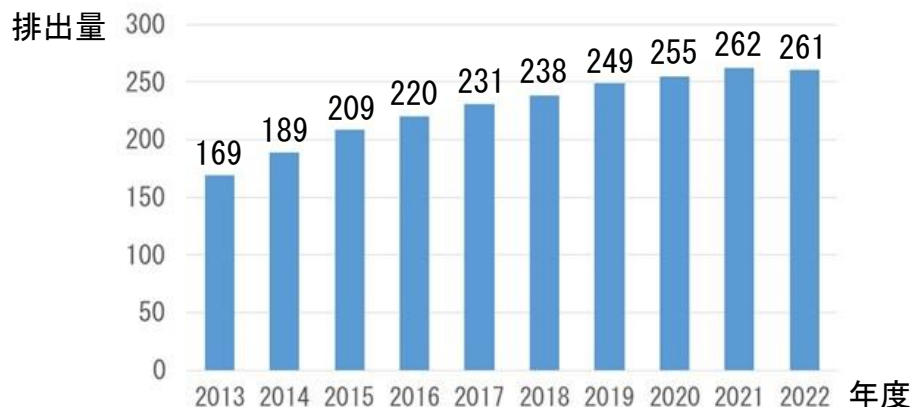
引き続き、大気汚染防止法や条例に基づき、建築物の解体工事等現場への立入検査等による事業者指導を行うとともに、災害時の石綿飛散防止のため、建築物石綿含有建材調査者派遣事業を実施していく。

ウ 代替フロン排出抑制対策

(7) 現状

a 排出状況

- 代替フロン（ハイドロフルオロカーボン（HFCs））は、冷媒としてエアコン等に広く使用されているが、二酸化炭素の数十倍から1万倍という強力な温室効果ガスであるため、排出抑制が重要である。
- 県内の二酸化炭素などの他の温室効果ガスの排出量は減少しているが、代替フロンの排出量は、2022（令和4）年度の速報値で261万t-CO₂であった。これは、本県地球温暖化対策計画において基準年と設定している2013（平成25）年度比で54.7%増加、前年度比で0.6%減少である。



県内の代替フロン(HFCs)の排出量の推移(単位:万 t-CO₂)

b 事業者指導

- フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器を使用している管理者、フロン類充填・回収業者及び解体現場関係者へ立入検査を行い、法の履行状況を確認するとともに、不適切な事案に関する指導を行っている。
- また、立入検査に民間活力を活用し、冷媒フロン類取扱技術者等の有資格者の同行や解体工事現場の事前調査による検査対象の絞り込みを行うことで、事業者指導の強化を図っている。

c 普及啓発

- 県ホームページにおいて、代替フロンの環境への影響や法制度を周知するほか、立入検査時に、県が作成したチラシ等を活用し、機器管理者、フロン類の充填・回収業者及び解体現場関係者へフロンの適正な管理に必要な事項の周知を実施している。

(4) 今後の取組

引き続き、フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填・回収業者及び解体現場関係者へ立入検査を行うとともに、九都県市等で連携し、フロン類の排出削減に向けて、機器管理者や事業者、県民に対する効果的な周知・啓発を実施していく。

(2) 水環境について

ア 水環境の保全対策

県内の水質汚濁の状況を把握するため、国並びに水質汚濁防止法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市と連携し、公共用水域（河川、湖沼及び海域）及び地下水の水質の常時監視を行っている。

また、県内のダイオキシン類による汚染状況を把握するため、国並びにダイオキシン類対策特別措置法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市と連携し、ダイオキシン類の測定を行っている。

監視・測定結果を踏まえ、環境基準を達成・維持するため、工場・事業場に対する規制・指導、東京湾への汚濁負荷量の削減、生活排水対策等に取り組んでいる。

(7) 水環境の現状

a 公共用水域

(a) 測定結果

2024（令和6）年度、県内63水域150地点で公共用水域の水質を

測定した。

a' 健康項目

人の健康の保護に関する27項目のうち、砒素が早川の2地点で、ほう素が下山川及び森戸川の2地点でそれぞれ自然的要因等により環境基準を超過したが、その他の項目はすべての測定地点で環境基準を達成した。

b' 生活環境項目

生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)は、63水域中 56水域で環境基準を達成した（達成率 88.9%）。

(b) 事業者指導

水質汚濁防止法及び県・市で定める条例に基づき、工場・事業場から公共用水域に排出される水の規制・指導を行うとともに、閉鎖性水域である東京湾への汚濁負荷量を削減するため、第9次総量削減計画に基づく排出削減の取組を進めている。

(c) 生活排水対策

生活排水を100%処理することを目標に、生活排水処理施設整備構想を策定し、市町村における下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の効果的・効率的な整備を推進している。

b 地下水

(a) 測定結果

2024（令和6）年度、県内 230地点で地下水の水質を測定した。

a' 定点調査

経年変化を把握するための定点調査では、78地点中 73地点で環境基準を達成した（達成率 93.6%）。

b' メッシュ調査

県全域の汚染状態を把握するためのメッシュ調査では、76地点中 72地点で環境基準を達成した（達成率 94.7%）。

c' 継続監視調査

過去の調査で汚染が確認された地点については、濃度の推移を把握するため、継続的な監視を実施した。

(b) 事業者指導

水質汚濁防止法及び県・市で定める条例に基づき、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対する規制・指導を行うとともに、汚染原因者が特定された場合は浄化対策の指導を行っている。

c ダイオキシン類

(a) 測定結果

2024（令和6）年度、公共用水域について41地点、土壌について23地点及び地下水について26地点で、ダイオキシン類の実態を把握するための測定を行ったところ、すべての地点で環境基準を達成した。

(b) 事業者指導

ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、発生源対策として、工場・事業場に対する規制・指導を行うとともに、立入検査を行った。

(イ) 今後の取組

引き続き、国や政令市と連携し、水質の汚濁状況等を測定し、その測定結果を県ホームページで県民等に情報提供するとともに、事業者指導、生活排水処理施設の整備等を実施していく。

イ PFAS対応

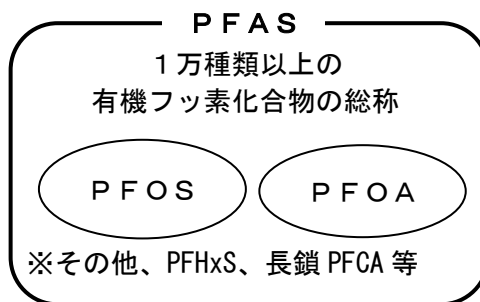
有害性が懸念される有機フッ素化合物（PFAS）による県民の健康被害を防止するため、国及び水質汚濁防止法の政令市と連携し、公共用水域及び地下水の水質測定を実施している。

また、新たな汚染を防止するため、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）を含む泡消火薬剤の実態調査等を行った。

(7) 現状

a 環境モニタリング

- 国及び水質汚濁防止法の政令市と連携し、2021（令和3）年度から、同法の水質測定計画に基づき、指針値が定められているPFOS等の水質測定を実施している。



- これまでに、県内の複数の河川、地下水から指針値を超えるPFOS等が検出されており、国の手引きに従い、周辺住民等への注意喚起、継続的な監視調査、周辺地下水等の調査を実施している。

b 情報発信

- PFOS等に対する県民の不安に応えるため、県では、水質測定の結果を逐次公表するとともに、最新の情報を収集し、Q&Aとして県ホームページに掲載している。

c 泡消火薬剤対策

- 化学物質審査規制法により、P F O S等の新たな製造は禁止されているが、過去に製造されたP F O S等含有泡消火薬剤の使用は認められており、今も市中の駐車場等に保管されている。
- 県では、泡消火薬剤の放出に伴う新たな汚染を防ぐため、関係省庁に対し、P F O S等含有泡消火薬剤の所在等を把握するための制度の整備、当該薬剤の使用及び保管の原則禁止、P F O S等を含まない薬剤への代替費用の助成制度創設等を2024（令和6）年に引き続き、2025（令和7）年6月に要望した。
- 併せて、水質汚濁防止法に基づく県所管域（23市町村）を対象に、消防機関からの情報を活用し、P F O S等含有泡消火薬剤の保管状況、代替予定等に係る実態調査を実施した。さらに、今年度は、国及び水質汚濁防止法の政令市と連携し、県内全域のP F O S等含有泡消火薬剤の保管状況、代替予定等に係る実態調査を進めている。

d 国の動向

- 2023（令和5）年7月、環境省の「P F A Sに対する総合戦略検討専門家会議」は「今後の対応の方向性」をとりまとめた。P F O S等含有泡消火薬剤の代替促進、暫定目標値等を超えた地域における飲用ばく露の防止、リスクコミュニケーション、環境モニタリングの強化等が必要であることが示された。
- 2024（令和6）年12月、国土交通省と環境省は水道施設におけるP F O S等の調査結果を公表し、全国の14水道事業及び42の専用水道において暫定目標値を超過していたことが明らかとなった。
- 2025（令和7）年6月30日に水質基準に関する省令が改正され、2026（令和8）年4月から、水道水におけるP F O S等がこれまでの水質管理目標設定項目から水道水質基準に格上げされることとなった。

(イ) 今後の取組

国の動向を注視しつつ、引き続き、公共用水域及び地下水の水質測定、P F O S等を含む泡消火薬剤の早期代替の促進、県民の不安に応えるための積極的な情報発信に努めていく。

(3) 環境教育・環境学習の推進について

環境問題の解決には、身近な日常生活の中での一人ひとりの取組が大切であり、持続可能な社会づくりのために行動する人材の育成・増加を図ることが重要である。

また、SDGsやESD（持続可能な開発のための教育）といった観点から、環境教育・環境学習には、社会・経済問題の解決にも資することが期待されている。

そこで、本県では、神奈川県環境基本計画の施策体系のうち「横断的な取組」の中に環境教育・環境学習を位置付け、多様な主体と連携しながら取組を進めている。

ア 現状

- 学校教育を通じて地域社会での環境・エネルギー等への理解を深めるため、NPOや企業等の専門的知識を有する講師を県内の小・中学校、高等学校等に派遣し、学校のニーズに合わせて、実験等を交えた体験型の授業（かながわ環境教室）を実施している。

（2025（令和7）年度登録講師団体数 41団体（NPO団体や個人等：27団体、企業：14団体））

- 県民に環境問題への理解と関心を深めていただくため、地球温暖化をはじめとする環境問題とそれに対する県の取組・施策などについて出前講座を実施している。

（2025（令和7）年度講座メニュー数 29種類）

- 環境科学センターにおいて、環境学習機能の充実強化に向けた基盤整備を進めているほか、環境の専門分野の講師による幅広い知識と環境活動実践者の活動例などを学び、地域での環境活動を実践する指導者を養成するため、環境学習リーダー養成講座を開催している。

（2025（令和7）年度 全10講座を開催予定）

イ 今後の取組

引き続き、これまでの取組を続けるとともに、次世代を担う若者を対象としたイベントの実施等を検討していく。